

経済センサス - 基礎調査主要検討課題（第 1 回研究会）

	21 年基礎調査における実施状況と課題	検討の方向性（案）
行政記録の活用	<p>行政記録情報等を活用し、18 年事業所・企業統計調査で把握されていない事業所・企業を調査事業所名簿に追加したが、以下の問題が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一と思われる事業所が別々の事業所として名簿に記載 ・ 調査員が確認した結果、行政記録情報から追加した事業所には、活動状態が不明であった事業所が多く発生 	<p>行政記録情報等の活用については、ビジネスレジスターの整備と密接に関係しており、現在データベース研究会の中で検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の調査事業所名簿の重複は、商業・法人登記簿のストック分と事業所・企業統計調査の全数のマッチングを行ったために生じたもので、今後は発生しないと想定 ・ 行政記録情報から追加する事業所については、内容を十分に精査した上で調査事業所名簿に反映
調査手法	<p>本社一括調査の導入により、企業の本社・支社の関係が整理されたが、調査票未提出事業所、未記入事項の増加、傘下支所事業所の記入漏れ等様々な問題が発生</p>	<p><u>前回研究会で提示した問題点を踏まえ、今後の調査手法について検討</u></p>
インターネットによる回答	<p>傘下支所事業所数が一定規模以上の企業については、回答の利便性を高めるために、電子調査票又はインターネットでの回答方法を導入</p>	<p>傘下支所事業所数が多い企業ほどインターネットでの回答が多く、高い利用率となったことから、次回調査においても引き続き導入する方向で検討</p>
センサス調査区	<p>行政記録情報等から調査対象に追加される事業所及び本社一括調査によって得られる傘下支所事業所等について、調査区への対応づけ（調査区同定）を行うために、調査区の基準を従前の国勢調査の基本単位区から町字基準に変更。これに伴い調査区の全面設定替えを実施</p>	<p>調査区について、調査の実施に著しい支障を来す事象が生じた場合は、境界を変更するなどの維持・管理を毎年度実施（今年度から実施中）</p>
調査単位	<p>我が国の産業関連統計調査は、日本標準産業分類の一般原則に示す事業所の定義に基づき実施されているが、経理項目を把握する場合は帳簿の単位を考慮するなど複数の異なる概念が事実上混在</p>	<p>経済センサス - 基礎調査における調査手法、調査事項の検討と並行して、今後のビジネスレジスターにおける事業所・企業の構造の分類・収録方法について検討</p>